五十二　主務省令第四十四条第二号に掲げる事務　同条第一号カに掲げる情報（要支援者に係る情報を除く。）

五十三　主務省令第四十四条第三号に掲げる事務　同条第一号カに掲げる情報（要支援者に係る情報を除く。）

五十四　主務省令第四十四条第四号に掲げる事務　同条第一号カに掲げる情報（要支援者に係る情報を除く。）

五十五　主務省令第四十四条第五号に掲げる事務　同条第一号カに掲げる情報（要支援者に係る情報を除く。）

五十六　主務省令第四十四条第六号に掲げる事務（生活保護法第七十八条第一項及び第二項に関する事務を除く。）同条第一号カに掲げる情報（要支援者に係る情報を除く。）

五十七　主務省令第四十七条第一項第三号（同条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事務　同号ロに掲げる情報（同号の申請を行う者及び当該者が属する世帯の生計を主として維持する者のうち介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九条第一号に規定する第一号被保険者（以下「第一号被保険者」という。）の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）

五十八　主務省令第四十七条第一項第四号（同条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事務　同号ロに掲げる情報（同号の申請を行う者及び当該者と同一の世帯に属する者のうち第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）

五十九　主務省令第四十七条第一項第五号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報（同号の申請を行う者及び当該者が属する世帯の生計を主として維持する者のうち第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）

六十　主務省令第四十七条第一項第六号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報（同号の申請を行う者及び当該者と同一の世帯に属する者のうち第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）

六十一　主務省令第四十七条第一項第七号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報（同号の保険料滞納者及び当該保険料滞納者が属する世帯の生計を主として維持する者のうち第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）

六十二　主務省令第四十七条第一項第八号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報（同号の保険料滞納者及び当該保険料滞納者が属する世帯の生計を主として維持する者のうち第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）

六十三　主務省令第四十七条第一項第九号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報（同号の保険料滞納者及び当該保険料滞納者が属する世帯の生計を主として維持する者のうち第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）

六十四　主務省令第四十七条第一項第十号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報（同号の保険料滞納者及び当該保険料滞納者が属する世帯の生計を主として維持する者のうち第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）

六十五　主務省令第四十七条第一項第十一号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報（同号の保険料滞納者及び当該保険料滞納者が属する世帯の生計を主として維持する者のうち第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）

六十六　主務省令第四十七条第一項第十二号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報（同号の保険料滞納者及び当該保険料滞納者が属する世帯の生計を主として維持する者のうち第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）

六十七　主務省令第四十七条第一項第十三号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報（同号の保険料滞納者及び当該保険料滞納者が属する世帯の生計を主として維持する者のうち第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）

六十八　主務省令第四十七条第一項第十四号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報（同号の確認に係る被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者又は当該者と同一の世帯に属する者のうち第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）

六十九　主務省令第四十七条第一項第十五号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報（同号の判定に係る介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号の居宅要支援被保険者等（以下「居宅要支援被保険者等」という。）及び居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属する者のうち第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）

七十　主務省令第四十七条第一項第十六号に掲げる事務　同号イに掲げる情報（同号の申請に係る居宅要支援被保険者等及び居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属する者のうち第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）

七十一　主務省令第四十七条第一項第十八号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報（同号の賦課被保険者及び当該賦課被保険者と同一の世帯に属する者のうち第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）

七十二　主務省令第四十七条第一項第十九号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報（同号の申請を行う者及び当該者が属する世帯の生計を主として維持する者のうち第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）

七十三　主務省令第四十七条第一項第二十二号（同条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事務　同号ロに掲げる情報（同号の申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者のうち第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）

七十四　主務省令第四十七条第一項第二十三号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報（同号の申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者のうち第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）

七十五　主務省令第四十九条第一号に掲げる事務　同号に掲げる情報

七十六　主務省令第四十九条第三号に掲げる事務　同号に掲げる情報

七十七　主務省令第五十条第二号に掲げる事務　同号イに掲げる情報

七十八　主務省令第五十条第三号に掲げる事務　同号イに掲げる情報

七十九　主務省令第五十条第四号に掲げる事務　同号イに掲げる情報

八十　主務省令第五十条第五号に掲げる事務　同号イに掲げる情報

八十一　主務省令第五十一条第四号に掲げる事務　同号イに掲げる情報

八十二　主務省令第五十三条第一号に掲げる事務　同号ホに掲げる事務

八十三　主務省令第五十三条第二号に掲げる事務　同号ホに掲げる事務